



平成31年度 海老名市 三世代同居支援リフォーム助成金

市内にある三世代で同居するご家族が住む住宅を、市内取扱事業者を利用してリフォームする際に、その費用を一部助成します。**工事を始める前に申請し、交付決定を受ける必要があります**ので、ご注意ください。

受付期間・受付時間

平成31年4月15日(月)～12月27日(金) ※土日祝日を除く
8時30分～17時15分 ※正午～13時を除く

助成金額

工事費の2分の1(千円未満は切り捨て)、**上限額20万円**【注1】

【注1】過去に「住宅リフォーム助成金」又は海老名商工会議所が実施する「魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金」の交付を受けた方は、本助成金の上限額(20万円)から過去に交付を受けた金額を差し引いた額が上限額となります。

助成対象者(1～5全てに該当する方)

- 1 市内で三世代で同居している、または新たに三世代で同居する親または子【注2】
- 2 住宅の所有権を有し、リフォーム契約者である方
- 3 子世帯に**満22歳以下(平成32年3月末日時点)の子**がいること(出産予定を含む)【注3】
- 4 三世代で同居する全員が市税等の滞納がないこと
- 5 過去にこの助成金の交付を受けていないこと

【注2】新たに三世代で同居する場合は、実績報告の日までに三世代で同居することが条件となります。

【注3】**平成30年度の申請から、孫の年齢要件を拡大しました。(中学生以下→満22歳以下に拡大)**

助成対象住宅

市内にある戸建住宅、マンションの自己専有部分または店舗等との併用住宅の住宅部分
※ 過去に「空き家活用促進リフォーム助成金」の交付を受け、工事を行った住宅は対象外

助成対象工事の要件(1～5全てに該当する工事)

- 1 これから着工予定の工事(着手中、終了した工事は対象外)
- 2 市内に本社・本店があり、市に住宅リフォーム取扱事業者の届出をしている事業者を利用すること(事業者一覧は、市役所住宅公園課で配布、市HPに掲載)
- 3 工事費が10万円(税抜き)以上になること
- 4 工事完了後、平成32年3月31日(火)までに市に実績報告を行うこと
- 5 一部でも他の助成制度の対象となっていないこと

※ **助成の対象となるリフォーム工事一覧は次頁参照**

申請方法

予算の範囲内で**先着順**に受け付けします。次の書類を住宅公園課へご提出ください。(郵送不可)

- 1 「三世代同居支援リフォーム助成金」申請書
- 2 見積書の写し(施工事業者が作成し、工事箇所と内容がわかるもの)
- 3 撮影日入りの現況写真(住宅全体の外観写真と工事箇所それぞれの写真)
- 4 三世代同居する全員の住民票(住民登録地が海老名市以外の場合)
- 5 三世代同居する全員の市税の納税証明書または非課税証明書(課税地が海老名市以外の場合)
- 6 三世代の親族関係が確認できる戸籍謄本(本籍地が海老名市以外の場合)
- 7 住宅の不動産登記事項証明書(1月1日から住宅の所有者を変更した場合)
- 8 母子健康手帳の写しなど、出産予定であることが確認できる書類(出産予定の場合)
- 9 個人情報取得に関する同意書(三世代同居する中で海老名市内に居住しているが、申請者と住所が異なる方がいる場合)

助成の対象となるリフォーム工事一覧

- **住宅部分のみ対象**。外溝工事や別棟の車庫や倉庫、併用住宅の店舗等部分は**対象外**となります。
- **部分的な補修工事や、家電の購入及びそれに付随する工事は対象外**となります。
- 工事内容が助成の対象となるかご不明な場合は、住宅公園課へお問い合わせください。

No	リフォームの内容	摘要	
1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認申請の写し及び添付図面が必要	
2	浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外	
3	機械設備工事（給排水衛生・給湯・換気・ガス設備）	リフォーム対象工事による撤去・移設・取替・新設に関するもの	
4	電気設備工事		
5	オール電化住宅工事		
6	屋根の葺き替え、塗装、防水工事		
7	外壁の張替えや塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象	
8	部屋の間仕切りの変更工事		
9	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等 床暖房（ガスや電気式）工事や内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置は対象	
10	断熱改修工事（床・壁・窓・天井・屋根）		
11	ふすま紙、障子紙の張替えや畳の取替え（表替え含む）		
12	雨どい等取替えや修理		
13	建具・開口部の取替えや新設工事	手動及び電動シャッターも対象 窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替え等単独は対象外	
14	造り付け収納家具工事（造作大工工事の伴うもの）		
15	照明設置場所の内壁の張替工事等に伴うLED照明に関する節電工事		
一部対象	16	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消等）	市で行っている他の助成制度を利用していない部分が対象
	17	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	木造住宅耐震改修工事費の助成制度を利用していない部分が対象
	18	防音工事（天井・壁・サッシの改修等）	国の住宅防音工事の助成制度を利用していない部分が対象
	19	住宅の解体工事	リフォーム対象工事に関わる解体工事が対象



リフォーム施工業者について

- リフォーム施工業者は、市に住宅リフォーム取扱事業者の届出をしています。**取扱事業者一覧表は住宅公園課で配布または市HPからダウンロードできます。**
- 市は施工事業者の紹介を行っていません。取扱事業者一覧表を参考に、直接ご連絡ください。

申請から助成金が支払われるまで

1 交付申請

■ **施工業者を決定**のうえ、**工事着手前に申請**してください。申請に必要な書類は1頁をご覧ください。

審査・交付決定

■ 審査後、「助成金交付(不交付)決定通知書」を郵送します。(申請から3週間程度)

2 工事の着工・完了

■ 「交付決定通知書」を受け取った後、施工業者に連絡し、**平成32年3月31日(火)までに実績報告**ができるよう着工してください。

■ 工事箇所の追加等で助成金交付決定額に変更が生じる場合や工事を中止する場合は、**着工前に「変更・中止承認申請」**をしてください。(工事途中で急遽変更が生じた場合も必ずご連絡ください。)

■ 着工中に施工途中の写真を撮影してください。(撮影は施工業者でも申請者でも可)【注1】

3 実績報告

■ **工事代金支払い後20日以内**に住宅公園課へ次の書類を提出してください。**最終提出期限は平成32年3月31日(火)**です。

- ① 実績報告書 (「交付決定通知書」郵送時に様式を同封します。)
- ② リフォーム工事に係る領収書の写し
- ③ 施工中及び施工後のリフォーム箇所の写真(撮影日を明記してください。)**【注1】**
- ④ 申請時に三世代同居していない場合は、同居したことを証明する書類(個人情報取得に同意した場合は不要)

審査・助成額の確定

■ 審査後、「助成金確定通知書」を郵送します。(請求書様式を同封)

4 請求書の提出

■ 振込先口座等を記入し、住宅公園課へ提出してください。(申請者本人の口座に限ります。)

5 助成金の受取り

■ 請求書の受領後、30日以内に指定口座に振り込みます。入金は通帳記入等でご確認ください。

【注1】写真撮影時の注意

- **申請時に施工前**の写真を出していただき、工事完了後の**実績報告時に施工中及び施工後**の写真を出していただきます。施工したことが明らかにわかるように同じアングルで撮影してください。
- 1つの施工箇所が1枚の写真に収まらなくても結構ですので、施工箇所全体が確認できる写真を出してください。
- 外壁や樋工事の場合は、すべての面(箇所)の確認ができるよう撮影してください。正面からの撮影でなくても結構です。
- 屋根工事等で、申請時に施工箇所全体の撮影ができない場合は、撮影できる箇所のみ提出していただき、提出できなかった箇所は実績報告時に提出してください。



「助成金交付申請書」記入例



海老名市三世同居支援リフォーム助成金交付申請書

平成 ○年 ○月 ○日

記入は**ボールペン**を使用し、摩擦等で消えるインクは使用しないでください。

(申請者※1) 郵便番号 **243-0000**
 住所 **海老名市勝瀬○○番地**
 氏名 **海老名 太郎** **印**
 電話 **090 (0000) 0000**

申請者はリフォームする住宅の**所有者**であり、**工事契約者**に限ります。(所有者でない方からの申請はお受けできません。)

朱肉を使用した**印**を押印してください。(シヤチハタ不可)
 実績報告書、請求書も同じ印を使用してください。

海老名市三世同居支援リフォーム助成金交付要綱第6条の規定により、次のリフォームについて、助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 子世帯について

(フリガナ)	続柄	生年月日	(フリガナ)	続柄	生年月日
氏名	年齢		氏名	年齢	
エビナ イチロウ 海老名 一郎	世帯主 30歳	大・昭・平 ○年○月○日		歳	大・昭・平 年 月 日
エビナ ヨシコ 海老名 良子	妻 30歳	大・昭・平 ○年○月○日		歳	大・昭・平 年 月 日
エビナ ジロウ 海老名 次郎	子 3歳	大・昭・平 ○年○月○日		歳	大・昭・平 年 月 日

申請内容等で確認事項があった場合、市から連絡をすることがあります。連絡先の電話番号は、**平日8:30~17:15の間に連絡のとりえる番号**をご記入ください。

現住所 (〒243-0000) **海老名市中新田○-○-○ △△アパート○号室**

「2 助成対象金額」は、**税抜き**の助成対象工事費を記入してください。

2 親世帯について

(フリガナ)	子世帯からの続柄	生年月日
氏名	年齢	
エビナ タロウ 海老名 太郎	父 55歳	大・昭・平 ○年○月○日
エビナ ハナコ 海老名 花子	母 55歳	大・昭・平 ○年○月○日

3 リフォーム内容について

1 リフォーム内容	部屋の間仕切り変更工事
2 助成対象金額	金 800,000 円 (税抜き)
3 助成金申請額	金 200,000 円 (千円未満切り捨て)
4 過去の住宅リフォーム助成金の交付の有無※2	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり … 平成 年 月 日交付決定 助成額 金 円
5 申請住宅の所有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 個人名義 <input type="checkbox"/> 共有名義 <input type="checkbox"/> その他 ()
6 他の助成等制度の適用※3	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()
7 市に対する債務	<input checked="" type="checkbox"/> 滞納していない <input type="checkbox"/> 滞納している
8 個人情報等の取得※4	申請に関する審査のため、三世同居する親族で事由に該当する者について、海老名市が保有する公簿等により個人情報(住民票、戸籍謄本、家屋課税台帳、介護保険住宅改修費の給付状況、他の助成金の利用状況)及び市税等の納付状況等を取得することについて <input checked="" type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない (本籍: 海老名市中新田○-○ 筆頭者: 海老名 一郎)
9 工事期間	平成31年 6月 1日 (予定) ~ 平成31年 6月 10日 (予定)
10 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 見積書の写し (リフォームの内容が確認でき、施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。) <input checked="" type="checkbox"/> 撮影日入り現況写真 (住宅全体とリフォーム部分) <input type="checkbox"/> 住民票の写し (住民登録が海老名市以外の場合) <input type="checkbox"/> 納税証明書 (課税地が海老名市以外の場合) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (本籍地が海老名市以外の場合) <input type="checkbox"/> 住宅の不動産登記事項証明書 (本年1月1日から当該家屋の所有者を変更した場合) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し (出産予定の方) <input type="checkbox"/> 確認申請が必要な工事の場合は、確認申請書の写し

「3 助成金申請額」は、「2 助成対象金額」の**1/2**、**上限20万円**です。(千円未満切り捨て)
 ただし、過去に「住宅リフォーム助成金」、「魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金」の受けている方は、本助成金の上限額(20万円)から過去に交付を受けた金額を差し引いた額が上限額となります。

工事完了後、**平成32年3月31日(火)までに実績報告**ができるよう工事期間を設定してください。

訂正がある場合は、**訂正箇所**に**二重線**を引き、**申請者欄**と同じ**印**を押印してから、**正しく記入**してください。
 修正テープ、修正液は使用しないでください。